



論点に係る主な御意見について

第2回 職場における熱中症防止対策に係る検討会資料

主なご意見（災害発生状況/事業場における取組）

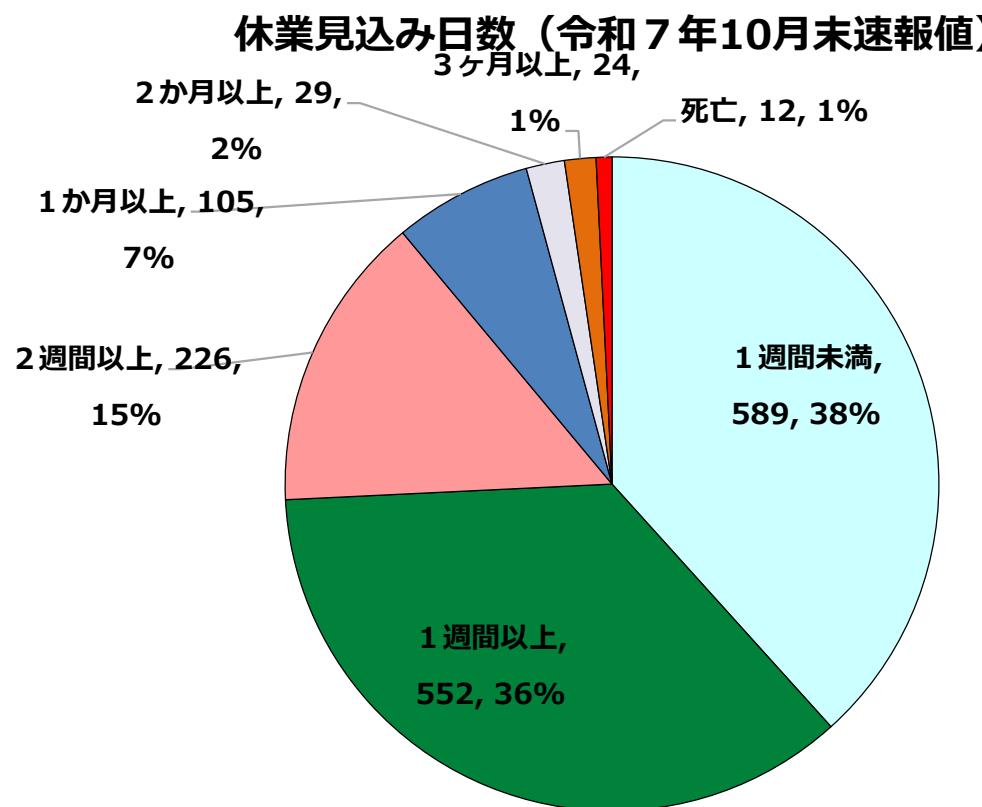
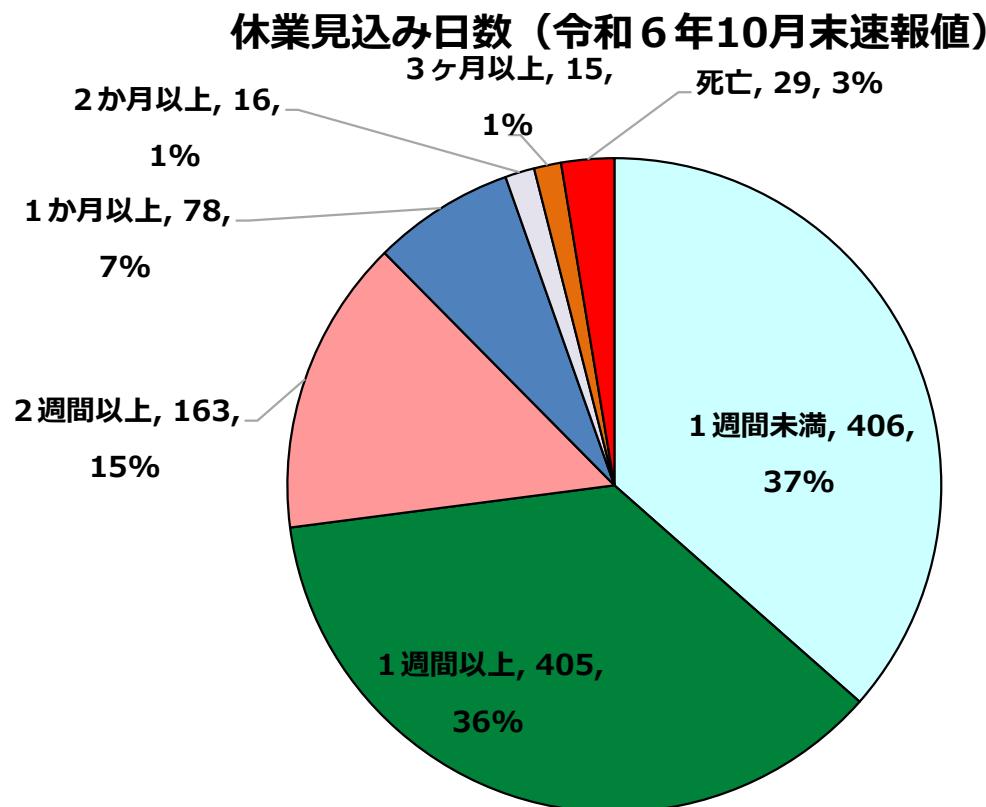
職場における熱中症の発生状況

- 労働災害の重症度を休業見込日数で示すことはできないか。
⇒P.3 参照。6年と7年で比較したところ、大きな傾向は同様。

事業場における熱中症防止対策の取組状況

- 建設業者に対する任意アンケートの回答者は、建設業全体というより比較的規模の大きい工事業の現場であることに留意が必要。
- 警備業全体の8割以上が中小零細企業。
⇒P.4 のとおり、300人以上の労働者数の事業場においては、労働者数の割合と比べて死傷者数の割合が低い傾向。300人未満については、年ごとで差はあるものの、概ね労働者数の割合と死傷者数の割合は同程度。
引き続き、改正省令に定める措置の周知徹底を図る。

熱中症の災害状況（休業見込日数）

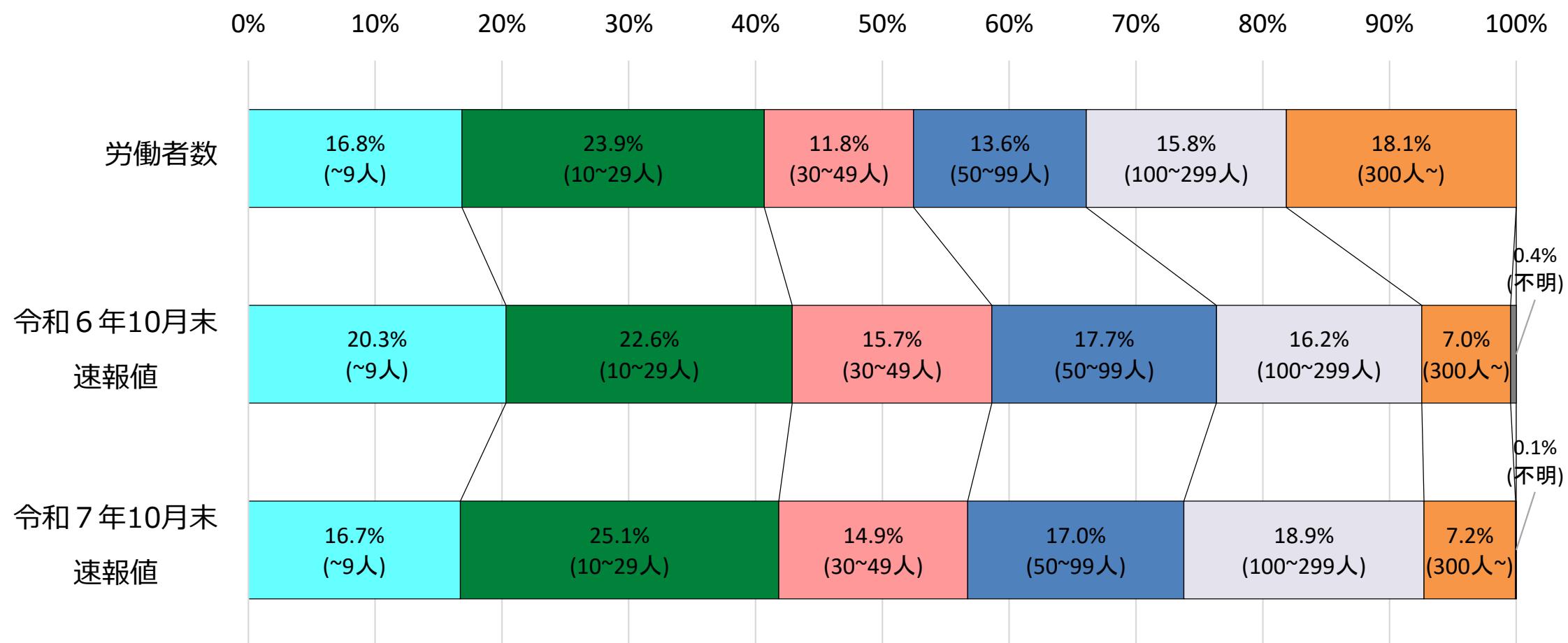


※数字は件数、割合の順
出典：労働者死傷病報告

出典：労働者死傷病報告

熱中症の災害状況（事業場規模別）

事業場規模別死傷者割合



※労働者数は令和3年経済センサス－活動調査（総務省統計局）における調査票情報をもとに、厚生労働省労働基準局が独自集計。令和3年6月1日時点。

出典：労働者死傷病報告

論点

各事業場において、業務実態等に応じて、それぞれの事業場で措置を定めて講じている状況が見られ、改正省令の認識、対策は広がりつつある。発災事業場では改正省令の遵守状況が低いことから、まずは、引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図ることとしてはどうか。

ご意見

- 今回の省令改正の意義は大きかった。
- 改正省令の遵守と、再発防止のため監督署による指導の徹底が重要。
⇒引き続き改正省令に定める措置の周知徹底を図る。
- 確実に手順の内容を理解し、実践してもらうことが大事である。そういうたった周知方法・教育方法が重要。それを高める支援が必要であると考える。
⇒ガイドラインにて、繰り返し周知・教育を行うことの重要性を示す。
また、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」にて、具体的で分かりやすいスライドを作成し、周知。

論点に対する主なご意見（予防策（総論））

論点

現行の「職場における熱中症予防基本対策要綱」をベースとして、「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に記載されている事項を盛り込みつつ、エビデンスに基づき必要な修正等を行い、改正省令内容を反映し、内容を充実させたガイドラインを策定し、事業場に対して予防策を周知することとしてはどうか。

ご意見

- 建設工事では、熱中症予防のために夏季期間の業務を制限する場合、それを考慮した工期設定や適切な賃金・手当の支払いに対する発注者・施主による配慮が必要。
⇒昨年7月に、厚生労働省、警察庁、国土交通省との連名事務連絡で、建設工事従事者及び警備員の熱中症予防の観点から、工事発注者に対し、経費や工期の面で配慮を求める。
- 運送業や警備業では、出先での一人作業時等での熱中症発症時など、自社だけで対応することが困難であるので、荷主先などの対策について議論いただきたい。
⇒ガイドラインに、発注者等が実施することが望ましい配慮について記載。
- 一人親方や一人作業者に対する対策が重要。
⇒ガイドラインに一人親方等への配慮や一人作業での留意事項について記載。
- 高齢者や障がい者など配慮が必要な人たちもいるため、配慮すべきではないか。
⇒ガイドラインに高齢者や一部病気を持つ者、障がいのある者などの熱中症発症リスクがある者については、作業時間の短縮・作業強度の低減等の配慮が重要である旨記載。
- スポットワーカーに対し、暑熱順化等をどうしていくのか。
⇒ガイドラインに、いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者についても、雇入れ時教育等やガイドラインに基づく措置の対象になる旨記載。

論点に対する主なご意見（予防策（安全衛生管理体制））

論点

- 「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に記載されている、労働衛生管理体制の確立、作業計画の策定は、熱中症予防に効果的ではないか。
- 「労働衛生管理体制の確立」、「作業計画の策定」以外に、熱中症予防のために整備すべき体制はあるか。

ご意見

- 熱中症予防管理者は、化学物質管理者のように事業者に選任を義務付けるのか。
⇒新たなガイドラインには載せていくが、選任を義務化するものではない。
熱中症予防管理者に言及している「クールワークキャンペーン実施要綱」では、熱中症予防に
関しては衛生管理者等の職務としており、衛生管理者等以外が行う場合に所定の教育等を受講
した他の者を熱中症予防管理者として選任するものと、それぞれと位置づけている。
なお、化学物質管理者は、もともとある衛生管理者の職務とは内容、性質が異なる。化学物質
管理者とは違う対応となる。

論点に対する主なご意見（予防策（作業環境管理））

論点

- 「暑さ指数の把握」、「休憩場所の整備等」、「温湿度調整（屋内作業場）」のために、効果的な事項はあるか。
- 広い事業場においては、休憩の設備はできる限り作業者が速やかに利用できる場所に設置することについてどう考えるか。

ご意見

- 広い事業場における休憩所について、港湾・工事現場のほかに、農業でもそういうケースはあると思う。しかし農地法の関係で難しいそうだ。そのため、省庁横断的な取組が必要。建設現場や警備業においても、休憩所の設置が難しい環境はあると思う。そういうたったケースの際にどうするのかといったところも大事であると考える。
⇒ガイドラインに、「熱中症予防の観点からは、休憩の設備はできる限り作業者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい」旨を記載。
- 日傘の活用も効果があったとの報告があった。
⇒日傘、日よけテント等の有効性について、ガイドラインに反映。
- WBGT指数計を作業者に付けて把握する方法もあり得る。

論点に対する主なご意見（予防策（作業管理））

論点

- 「作業時間の短縮等」、「暑熱順化」、「プレクーリング」、「水分及び塩分の摂取」、「服装による身体冷却」、「作業中の巡視」、「連絡体制の整備」のために、効果的な事項はあるか。
 - 熱中症発症者の早期発見のための対策の一つとして、施行通達等で巡視を例として挙げているが、巡視以外に有効な対策はあるか。
- ※ 建設業者に対する任意アンケートによると、被災者の発見方法としては、「被災者自身から緊急連絡先への連絡」が約59%、「バディ又は同僚が発見」が約27%、「監視人や巡視で発見」が約11%。

ご意見

- 熱中症防止のために水分より塩分の摂取が大事だと言っている一方で、高血圧学会において、通常の食事により十分な食塩を摂取しているとの報告があったが、整理が必要ではないか。
- 経口補水液は熱中症防止にエビデンスがある。
⇒ガイドラインに、朝食の未摂取が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については主治医、産業医等に相談すべき旨記載。
- 建設業者に対する任意アンケートによると、約半数がファン付き作業服を着用しているにもかかわらず、熱中症を発症している。ファン付き作業服は非常に有効だが、使用環境や構造上の限界もあり、その着用のみで熱中症を全て防ぐのは困難。
⇒ガイドラインに、ファン付き作業服の着用は有効であるが、その着用のみを行えば他の対策が不要となるものではなく、他の対策と組み合わせての実施が望ましい旨記載。
- 作業者の状況をリアルタイムに伝えられるという点ではウェアラブルデバイスは有効ではないか。

論点に対する主なご意見（予防策（健康管理・労働衛生教育））

論点（健康管理）

建設業者に対する任意アンケート結果を見ると、約半数の被災者は体調に問題はなかったが、何らかの体調不良等を抱えていたケースで被災しているケースも散見されたため、どのような対応が考えられるか。

ご意見（健康管理）

特になし。

論点（労働衛生教育）

現場のそれぞれの立場（事業場で労働者の健康を管理する者（例：衛生管理者）、現場で労働者を指揮する者（例：職長）、作業者）に応じて習得すべき知識に違いがあるのではないか。現場で労働者を指揮する者向けの教育カリキュラムを定める必要はないか（※）。

※ 「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」では、衛生管理者等の熱中症予防管理者向けの教育カリキュラム、労働者向けの教育カリキュラムは定めているが、職長等現場で労働者を指揮する者向けのカリキュラムは定めていない（次スライド参照）。

ご意見（労働衛生教育）

- 繼続的な教育については検討していただきたい。
⇒ガイドラインに継続的な教育を行うことが望ましい旨を記載。
熱中症予防に関する繰り返し視聴することを前提にした短編動画の作成・周知を検討。

論点に対する主なご意見（予防策への支援）

論点

- 現在「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の熱中症予防対策に関する経費（機器の導入等）を補助対象として支援を行っている（※）。より効果的な支援を行うため、補助対象者と補助対象製品について、改善すべき点はあるか。
- 身体を冷却する機能を有する服には製品ごとに性能に差異があるため、その性能や効果を客観的に評価する方法を検討できなか。
- 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」の充実を図ってはどうか。

（※）令和7年度のエイジフレンドリー補助金での補助対象の具体例

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
(熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等)
- ・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
(-20°C程度のもの、最大は400Lまで)
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入
(使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウエアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る)
- ・日本産業規格JIS Z 8504及びJIS B 7922に適合したWBGT指数計の導入
(1事業者につき1点まで)

ご意見

- ファン付き作業服について、動きやすさも重要。動きにくいと着用しない人もいる。製品評価を行つて、取組を進めていくことが重要。
- 深部体温を測定するタイプのウェアラブルデバイスについては、どのようなアルゴリズムで測定されているのか公表されていないなど、適切に測定できているか疑問がある製品が多くある。そのようなものを公的な支援の対象として残すべきか議論が必要。
- WBGT指数計については、現在、承認JIS、JISマーク付きにするということで議論が進んでいるところ。その点も考慮して考える必要がある。
- スポットクーラーは屋内のみが対象となる。屋外でも使用可能なミストファンの対象化の検討が必要ではないか。